

令和3年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R3-10)

施策名	目標3-4 土壌環境の保全					
施策の概要	○市街地等土壌汚染対策については、土壌汚染による人の健康被害の防止のために、土壌汚染対策法に基づき、土壌汚染による環境リスクの適切な管理を推進する。 ○ダイオキシン類については、ダイオキシン類土壌汚染対策地域において対策事業を実施する。 ○土壌汚染対策法の対象となっていない生活環境、農作物を含めた植物、生態系の保全について、実態把握を進め、土壌汚染対策での対応について検討する。					
達成すべき目標	土壌汚染による環境リスクを適切に管理し、土壌環境を保全する。					
施策の予算額・執行額等	区分	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	315	298	304	305
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	315	298	304	
執行額(百万円)	283	283	275			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定)					

測定指標	土対法第6条に規定する要措置区域における措置の実施率(%) (成果実績=措置実施区域数/要措置区域数)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	-年度	×
		-	86.1	85.6	83	86.5	集計中	100	
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	
	ダイオキシン類土壌汚染対策地域の対策完了率(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	-年度	○
-		100	100	100	100	100	100		
年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) ○施行状況調査の結果、土壌汚染対策法の適切な運用により、要措置区域における措置の実施率は86.5%(令和2年度末)であり、概ね高い達成率で横ばいとなっている。 なお、措置の実施率の算出に用いる措置実施区域数については、平成27年度から、「措置を実施中の区域数」を追加している。 ○ダイオキシン類土壌汚染対策地域(以下「ダイオキシン類対策地域」という。)として指定された6地域全てにおいて、対策計画に基づく対策が平成27年度までに完了しており、平成26年度以降はダイオキシン類対策地域として指定された地域はないため、達成率は100%を維持している。
	施策の分析	
	次期目標等への反映の方向性	

学識経験を有する者の知見の活用	○土壌汚染対策法において指定される特定有害物質の見直しに関する検討にあたり、1,4-ジオキサンや六価クロムにおいて、R3年度業務の中での有識者検討会等での専門家の意見も踏まえ、継続して検討が必要と考えられる事項(調査方法や基準見直し)について、過去の検討経緯や他の特定有害物質の調査方法との整合性、実際の調査における実現性を考慮した上で、その対応案に関する議論がなされ、試料採取や評価基準の考え方等に一定の成果が得られた。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○各年度 土壌汚染対策法の施行状況及び土壌汚染調査・対策事例等に関する調査結果(環境省) ○各年度 土壌汚染調査・対策手法検討調査業務(環境省) ○各年度 ダイオキシン類対策特別措置法施行状況(環境省)
---------------------------	---

担当部局名	水・大気環境局 土壌環境課	作成責任者名	稲井康弘(土壌環境室長)	政策評価実施時期	令和4年8月
-------	------------------	--------	--------------	----------	--------